

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：能代市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和24年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	能代市	職員数 (H19. 4. 1現在)	12人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	192 (H17)	公営企業債現在高(百万円)	9,248 (H18)
累積欠損金 (百万円)	-	利益剰余金又は積立金(百万円)	-
不良債務 (百万円)	-	財政力指数	0.49 (H18)
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率 (%)	17.9 (H18)
		経常収支比率 (%)	95.0 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成18年3月21日 合併前市町村：能代市、二ツ井町] 公共下水道事業は合併前の旧能代市でのみ実施していたため、統合等はない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	能代市下水道事業特別会計 公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	能代市長 齊藤滋宣
既存計画との関係	集中改革プラン (H18～H21)
公表の方法等	議会へ報告、ホームページ等への掲載を予定
基本方針	管理運営費の節減・抑制を図るとともに、下水道使用料の適正化及び有収水量の増加を図り、健全な財政運営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	75.8	49.1	1,044.5	1,169.4
	補償金免除額	12.4	11.3	202.6	226.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	29.1			29.1

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	75,798	49,073	1,044,543	1,169,414
合 計 (A)		75,798	49,073	1,044,543	1,169,414
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		75,798	49,073	1,044,543	1,169,414

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	29,066			29,066
					0
					0
合 計 (A)		29,066	0	0	29,066
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		29,066	0	0	29,066

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>本市の下水道整備は昭和24年から始まり、終末処理場は昭和59年から供用を開始している。管渠及び処理場ともに老朽化が進み、補修費等が増加傾向にある。</p> <p>また、近年は分流式を採用しているものの、当初に整備した約30%は合流式であったため、雨水処理のための経費が市の負担となっているほか、今後、水質改善下水道事業として多額の事業費を要する。</p> <p>さらに、全体計画に対する整備率は18年度末で約35%であり、今後、非常に長期にわたり下水道整備事業を実施していかなければならない。</p>																		
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課題 ①</td> <td>民間委託等の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下水道使用料の徴収事務については、平成13年度から委託を実施しているが、他の事務についても民間委託等の導入を検討する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ②</td> <td>包括的民間委託の取組み</td> </tr> <tr> <td colspan="2">終末処理場の運転管理業務の包括的民間委託に向けて、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ③</td> <td>管理運営費の節減・抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業の進捗により供用区域が拡大することにより、維持管理費が増加していくことになるが、効率的な運営に努め、管理運営費の節減・抑制に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ④</td> <td>下水道使用料の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現在の使用料単価が150円/m³未満であるため、来年度にかけて策定する「生活排水処理整備構想」において、農業集落排水事業、浄化槽事業の使用料も含め、全体の使用料のあり方について検討することにして</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	民間委託等の推進	下水道使用料の徴収事務については、平成13年度から委託を実施しているが、他の事務についても民間委託等の導入を検討する。		課題 ②	包括的民間委託の取組み	終末処理場の運転管理業務の包括的民間委託に向けて、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。		課題 ③	管理運営費の節減・抑制	事業の進捗により供用区域が拡大することにより、維持管理費が増加していくことになるが、効率的な運営に努め、管理運営費の節減・抑制に努める。		課題 ④	下水道使用料の適正化	現在の使用料単価が150円/m ³ 未満であるため、来年度にかけて策定する「生活排水処理整備構想」において、農業集落排水事業、浄化槽事業の使用料も含め、全体の使用料のあり方について検討することにして		課題 ⑤	
課題 ①	民間委託等の推進																		
下水道使用料の徴収事務については、平成13年度から委託を実施しているが、他の事務についても民間委託等の導入を検討する。																			
課題 ②	包括的民間委託の取組み																		
終末処理場の運転管理業務の包括的民間委託に向けて、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。																			
課題 ③	管理運営費の節減・抑制																		
事業の進捗により供用区域が拡大することにより、維持管理費が増加していくことになるが、効率的な運営に努め、管理運営費の節減・抑制に努める。																			
課題 ④	下水道使用料の適正化																		
現在の使用料単価が150円/m ³ 未満であるため、来年度にかけて策定する「生活排水処理整備構想」において、農業集落排水事業、浄化槽事業の使用料も含め、全体の使用料のあり方について検討することにして																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	841	738	827	718	829	672	744	791	804	821	
		(1) 営 業 収 益 (B)	538	522	588	550	627	527	570	620	629	640	
		ア 料 金 収 入	311	312	318	328	332	337	340	394	398	400	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	(227)	(210)	(270)	(222)	(295)	(190)	(230)	(226)	(231)	(240)	
		(2) 営 業 外 収 益	304	216	240	168	202	145	174	171	175	181	
	2 営 業 外 収 入	ア 他 会 計 繰 入 金	298	197	228	160	196	137	166	163	167	173	
		イ そ の 他	6	19	11	8	5	8	8	8	8	8	
		2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	762	662	637	584	611	592	581	586	592	596
			(1) 営 業 費 用	413	337	333	297	332	320	313	314	315	316
			ア 職 員 給 与 費	55	66	56	63	75	76	66	66	66	66
			うち退職手当										
イ そ の 他	338		271	277	234	257	244	247	248	249	250		
(2) 営 業 外 費 用	349		325	304	286	279	272	268	272	277	280		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	ア 支 払 利 息	57	51	43	45	75	74	72	74	75	76		
	うち一時借入金利息	273	227	246	210	124	121	120	121	123	125		
	イ そ の 他	19	47	15	31	79	77	76	77	79	79		
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	79	76	191	135	218	80	163	205	212	225		
	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	1,420	1,431	1,025	1,073	1,067	1,191	1,659	2,334	1,353	1,575
			(1) 地 方 債	717	743	622	511	680	642	946	1,316	730	963
(2) 他 会 計 補 助 金			373	397	275	262	45	189	159	165	200	229	
(3) 他 会 計 借 入 金													
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			276	241	70	243	281	314	513	816	386	339	
(6) 工 事 負 担 金			55	51	59	58	61	46	41	37	37	44	
(7) そ の 他													
2 資 本 的 支 出 (G)		2 資 本 的 支 出 (G)	1,505	1,508	1,204	1,203	1,294	1,283	1,822	2,539	1,565	1,800	
		(1) 建 設 改 良 費	1,040	766	432	697	794	762	1,264	1,951	952	1,152	
		うち職員給与費	33	22	20	19	22	23	19	19	19	19	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	466	742	771	506	500	521	558	588	613	648	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)													
			-85	-77	-179	-129	-227	-92	-163	-205	-212	-225	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金回収率	(%)	34	37	38	51	59	61	61	69	68	67	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	68	53	59	66	75	60	65	67	67	66	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	62	55	60	53	59	49	53	49	50	50
	うち基準内繰入金	(%)	33	46	43	41	59	37	41	38	38	38
	うち基準外繰入金	(%)	29	9	17	12	0	12	12	11	12	12
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	26	28	27	24	4	16	10	7	15	15
	うち基準内繰入金	(%)	3	4	5	4	4	4	3	2	4	4
	うち基準外繰入金	(%)	23	24	22	20	0	12	7	5	11	11
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年度に使用料改定を予定している。 また、供用区域の拡大及び水洗化率向上に努め、下水道使用料収入の増加を図る。
2 他会計繰入金の見込み	市の一般会計から繰り出し基準に基づく経費及び基準外の繰入れが見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	通常の汚水枝線工事のほか、ポンプ場老朽化に伴う改築工事、合流改善のためのポンプ場増設工事などを実施しているため、事業費は拡大している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="147 300 611 1094"> <tr> <td data-bbox="147 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2136 427">定員管理の適正化に関連して、集中改革プランの終期である平成22年4月1日の職員数を589人と設定する。(平成17年4月1日の職員数673人と比較すると、削減数は84人、削減率は12.5%となる。)平成19年4月1日現在の職員数は635人で、対17年増減数△38人、対17年増減率△5.6%、集中改革プランにおける数値目標の進捗率は45.2%となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2136 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2136 675">平成18年4月1日付けで、国家公務員の給与構造改革に準じ、給与改定を行った。現行では人事評価制度を確立しておらず、昇給については勤務評定に基づくC、D、Eの昇給区分の運用を行っているが、今後は人事評価制度の確立とあわせ、給与適正化の検討を進めていく。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2136 818">技能労務職給料表は行政職員係給料表の1級から3級までの合成で作成している。平成18年度に国の指導に基づき民間事業者との比較及び公表の実施を行った。今後は民間事業者との比較、公表とあわせ適正化の検討を進めたいと考えているが、職員団体との交渉事項でもあり具体的な時期及び方針については未定となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2136 954">退職時特昇は、合併前の旧能代市においては平成16年度に廃止している。合併前の旧ニツ井町では制度を運用していたが、平成17年度の合併時に廃止している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 954 611 1094">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2136 1094">住民から理解を求められない福利厚生事業など適正化の検討を進めていく。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	定員管理の適正化に関連して、集中改革プランの終期である平成22年4月1日の職員数を589人と設定する。(平成17年4月1日の職員数673人と比較すると、削減数は84人、削減率は12.5%となる。)平成19年4月1日現在の職員数は635人で、対17年増減数△38人、対17年増減率△5.6%、集中改革プランにおける数値目標の進捗率は45.2%となっている。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日付けで、国家公務員の給与構造改革に準じ、給与改定を行った。現行では人事評価制度を確立しておらず、昇給については勤務評定に基づくC、D、Eの昇給区分の運用を行っているが、今後は人事評価制度の確立とあわせ、給与適正化の検討を進めていく。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職給料表は行政職員係給料表の1級から3級までの合成で作成している。平成18年度に国の指導に基づき民間事業者との比較及び公表の実施を行った。今後は民間事業者との比較、公表とあわせ適正化の検討を進めたいと考えているが、職員団体との交渉事項でもあり具体的な時期及び方針については未定となっている。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇は、合併前の旧能代市においては平成16年度に廃止している。合併前の旧ニツ井町では制度を運用していたが、平成17年度の合併時に廃止している。	福利厚生事業のあり方	住民から理解を求められない福利厚生事業など適正化の検討を進めていく。	
地方公務員の職員数の純減の状況	定員管理の適正化に関連して、集中改革プランの終期である平成22年4月1日の職員数を589人と設定する。(平成17年4月1日の職員数673人と比較すると、削減数は84人、削減率は12.5%となる。)平成19年4月1日現在の職員数は635人で、対17年増減数△38人、対17年増減率△5.6%、集中改革プランにおける数値目標の進捗率は45.2%となっている。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日付けで、国家公務員の給与構造改革に準じ、給与改定を行った。現行では人事評価制度を確立しておらず、昇給については勤務評定に基づくC、D、Eの昇給区分の運用を行っているが、今後は人事評価制度の確立とあわせ、給与適正化の検討を進めていく。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職給料表は行政職員係給料表の1級から3級までの合成で作成している。平成18年度に国の指導に基づき民間事業者との比較及び公表の実施を行った。今後は民間事業者との比較、公表とあわせ適正化の検討を進めたいと考えているが、職員団体との交渉事項でもあり具体的な時期及び方針については未定となっている。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇は、合併前の旧能代市においては平成16年度に廃止している。合併前の旧ニツ井町では制度を運用していたが、平成17年度の合併時に廃止している。												
福利厚生事業のあり方	住民から理解を求められない福利厚生事業など適正化の検討を進めていく。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="147 1198 611 1476"> <tr> <td data-bbox="147 1198 611 1342">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1198 2136 1342">下水道使用料の徴収事務については、平成13年度から委託を実施しているが、他の事務についても民間委託等の導入を検討する。(課題①)また、事業の進捗により供用区域が拡大することにより、維持管理費が増加していくことになるが、効率的な運営に努め、管理運営費の節減・抑制に努める。(課題③)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1342 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1342 2136 1476">終末処理場の運転管理業務の包括的民間委託に向けて、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。(課題②)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	下水道使用料の徴収事務については、平成13年度から委託を実施しているが、他の事務についても民間委託等の導入を検討する。(課題①)また、事業の進捗により供用区域が拡大することにより、維持管理費が増加していくことになるが、効率的な運営に努め、管理運営費の節減・抑制に努める。(課題③)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	終末処理場の運転管理業務の包括的民間委託に向けて、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。(課題②)									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	下水道使用料の徴収事務については、平成13年度から委託を実施しているが、他の事務についても民間委託等の導入を検討する。(課題①)また、事業の進捗により供用区域が拡大することにより、維持管理費が増加していくことになるが、効率的な運営に努め、管理運営費の節減・抑制に努める。(課題③)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	終末処理場の運転管理業務の包括的民間委託に向けて、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。(課題②)												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	現在の使用料単価が150円/㎡未満であるため、来年度にかけて策定する「生活排水処理整備構想」において、農業集落排水事業、浄化槽事業の使用料も含め、全体の使用料のあり方について検討することとしており、これを踏まえ、平成21年度に下水道使用料を15%程度改定する予定である(課題④)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	市全体の財務状況は広報等で公表しているが、下水道事業の詳細な財務状況は公表していないため、今後、市民の理解を得るために広く公表していくことを検討する。
行政評価の導入	現在、市の総合計画を策定中であり、その中で目標指標を設け、指標に基づき行政評価を行うこととしている。平成21年度に導入予定。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	終末処理場運転管理業務を包括的民間委託することにより、職員数・人件費及び維持管理費を削減するため、平成19年度から試行的に実施しているが、この結果を踏まえて平成20年度からの導入の検討を進める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	-
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道使用料の適正化や管理運営費の節減・抑制に取り組み、基準外繰入れの削減に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

(単位:千円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	22,475	23,214	24,075	24,492	25,148	25,953	26,442	27,118	27,882	28,100	28,541		
	A 増減		739	861	417	656	805	3,478	489	676	764	218	441	2,588
	水洗便所設置済人口(人)	15,027	15,961	16,836	17,455	18,212	18,921		19,567	20,067	20,633	20,794	21,120	
	B 増減		934	875	619	757	709	3,894	646	500	565	161	326	2,199
	水洗化率(%)	67	69	70	71	72	73		74	74	74	74	74	
	C 増減		2	1	1	1	1	6	1	0	0	0	0	1
	有収水量(m ³)	2,054,000	2,108,471	2,126,297	2,143,715	2,201,383	2,241,909		2,270,503	2,287,872	2,311,883	2,339,021	2,346,764	
	D 増減		54,471	17,826	17,418	57,668	40,526	187,909	28,594	17,369	24,012	27,137	7,743	104,855
	使用料単価(円/m ³)	142	147	147	148	149	148		149	148	170	170	170	
	E 増減		5	-1	2	1	-1	6	0	-0	22	-0	-0	22
料金改定率(%)										15	15	15	15	
F 増減													15	
③ 取納率(%)	85	98	98	99	98	98		99	99	99	99	99		
G 増減		0	0	0	-1	0	0	1	0	0	0	0	1	
④ その他()	H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	48,352	48,891	52,197	53,429	45,819	52,279		47,909	51,818	56,364	57,182	58,182	
	増減		539	3,306	1,232	-7,610	6,460	3,927	-4,370	3,909	4,546	818	1,000	5,903
	職員数(人)	11	11	10	11	12	12		11	11	11	11	11	
	増減		0	-1	1	1	0	1	-1	0	0	0	0	-1
	管理運営費(千円)	429,992	413,102	336,917	333,017	297,084	332,221		320,000	313,000	314,000	315,000	316,000	
	I 増減		-16,890	-76,185	-3,900	-35,933	35,137	-97,771	-12,221	-7,000	1,000	1,000	1,000	-16,221
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	19	18	14	14	12	13		12	12	11	11	11	
	J 増減		-1	-4	-0	-2	1	-6	-1	-1	-0	-0	-0	-2
	汚水処理原価(円/m ³)	445	430	399	393	290	250		244	244	247	249	254	
	K 増減		-15	-31	-6	-103	-40	-195	-6	0	3	2	5	4
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	151	143	115	116	98	114		110	107	106	106	107		
L 増減		-8	-28	1	-18	16	-37	-4	-3	-1	0	1	-7	
⑥ その他()	M 増減													
使用料回収率(%)	33	34	37	38	51	59		61	61	69	68	67		
(E/K×1,000)	増減		1	3	1	13	8	2	0	8	-1	-1		
累積欠損金比率(%)	増減													
企業債現在高(百万円)	8,991	9,212	9,213	9,063	9,068	9,248		9,379	9,769	10,498	10,615	10,930		
増減		221	1	-150	5	180		131	390	729	117	315		
収入の確保	使用料収入(千円)		310,724	312,026	317,827	327,751	332,370		337,179	339,520	394,168	398,374	399,574	
	改善額		20,070	21,372	27,173	37,097	41,716	147,428	4,809	7,150	61,798	66,004	67,204	206,965
	①有収水量の増加		20,070	21,372	27,173	37,097	41,716	147,428	4,809	7,150	10,385	14,042	15,085	51,471
	②使用料の適正化							0			51,413	51,962	52,119	155,494
	③取納率の向上							0						0
④その他()														
改善額														
経営の効率化	管理運営費(千円)		413,102	336,917	333,017	297,084	332,221		320,000	313,000	314,000	315,000	316,000	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの		413,102	336,917	333,017	297,084	332,221		320,000	313,000	314,000	315,000	316,000	
	改善額								0	10,022	10,022	10,022	10,022	40,088
	⑤職員給与と費中の適正化									10,022	10,022	10,022	10,022	40,088
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与と費中の退職手当													
	⑥その他()													
改善額														
計画前5年間改善額 合計								147,428	改善額 合計(千円)				247,053	

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方

平成13年度に使用料改定して以来、6年間据え置いているが、経営改善のため平成21年度に15%の改訂を予定している。来年度にかけて策定する「生活排水処理整備構想」において、農業集落排水事業、浄化槽事業の使用料も含め、全体的使用料のあり方について検討することとしている。

- 民間委託の取組状況

下水道使用料徴収事務や終末処理場運転管理業務等を委託して経費削減を図っているところであるが、さらに終末処理場について包括的民間委託導入に向け、平成19年度から試行的に取り組んでいる。

- その他に記載された項目に関する取組等

(参考)補償金免除額(千円) 226,326